

令和6年度

山形県
医師修学資金しおり

山形県健康福祉部 医療政策課



目 次

● 制度の目的	1
● 貸与の申込み	6
● 貸与の決定	9
● 貸与の休止・打切り	12
● 返還の免除	13
● 返還・猶予	17
● 異動と届出	19
● 山形大学医学部医学科「地域枠」について	..	20

制度の目的

山形県内の医師数（人口10万人対）は、全国平均を下回っており、かつ、地域ごとに偏在している状況にあります（下表参照）。

そこで、山形県では、県内の医療機関に勤務する医師を確保することを目的として、大学において医学を履修する課程に在学する方で、卒業後直ちに、県内の公立の病院等に勤務していただける方に対し、その修学に必要な資金（修学資金）を貸与します。

【参考】山形県内の医師数の状況

（単位：人）

	年	山形県							全国
		総数	市部	郡部	村山地域	最上地域	置賜地域	庄内地域	
実数	H16	2,431	2,105	326	1,429	121	361	520	270,371
	H18	2,452	2,177	275	1,447	118	368	519	277,927
	H20	2,499	2,206	293	1,487	119	385	508	286,699
	H22	2,589	2,281	308	1,567	116	387	519	295,049
	H24	2,598	2,297	301	1,579	113	393	513	303,268
	H26	2,606	2,317	289	1,577	109	380	540	311,205
	H28	2,597	2,296	301	1,574	105	382	536	319,480
	H30	2,614	2,312	302	1,577	104	390	543	327,210
	R2	2,608	2,303	305	1,572	105	400	531	339,623
10万人比率	H16	198.8	235.3	99.0	247.1	131.2	150.0	166.4	211.7
	H18	203.0	229.5	106.2	251.8	131.7	155.7	169.2	217.5
	H20	210.4	235.4	116.2	260.9	137.1	166.0	169.1	224.5
	H22	221.5	246.9	125.8	278.1	137.6	170.5	176.4	230.4
	H24	225.5	251.4	126.3	282.5	138.2	176.4	177.9	237.8
	H26	230.4	257.4	125.4	285.2	137.7	175.0	191.8	244.9
	H28	233.3	258.0	134.9	287.0	137.5	180.1	194.1	251.7
	H30	239.8	264.3	140.4	291.8	141.4	189.0	201.6	258.8
	R2	244.2	268.0	146.2	295.6	148.0	198.2	201.6	269.2

1 修学資金の種別

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公立の病院等^(※)（医師少数区域等の医療機関等^(※)含み）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

(2) 特定診療科医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公的な医療機関^(※)の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞（医師少数区域等の医療機関の特定診療科^(※)含み）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

→ 「公立の病院等」とは . . .

- 公立病院等（山形県若しくは市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する県内の病院又は診療所）
- 山形大学医学部附属病院
- 県内の専門研修プログラムの研修基幹施設
- 知事が必要と認める県内の専門研修プログラムにおける研修施設
- 下記の「医師少数区域等の医療機関等」

→ 「医師少数区域等の医療機関等」とは . . .

- 医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関であって知事が適当と認めるもの
 - 知事が適当と認める施設
- ※ 医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関等であっても、医師少数区域等に所在する医療機関へ定期的に応援診療を実施している等の一定の要件を満たしたときは、例外的に医師少数区域等の医療機関等に該当する場合があります。

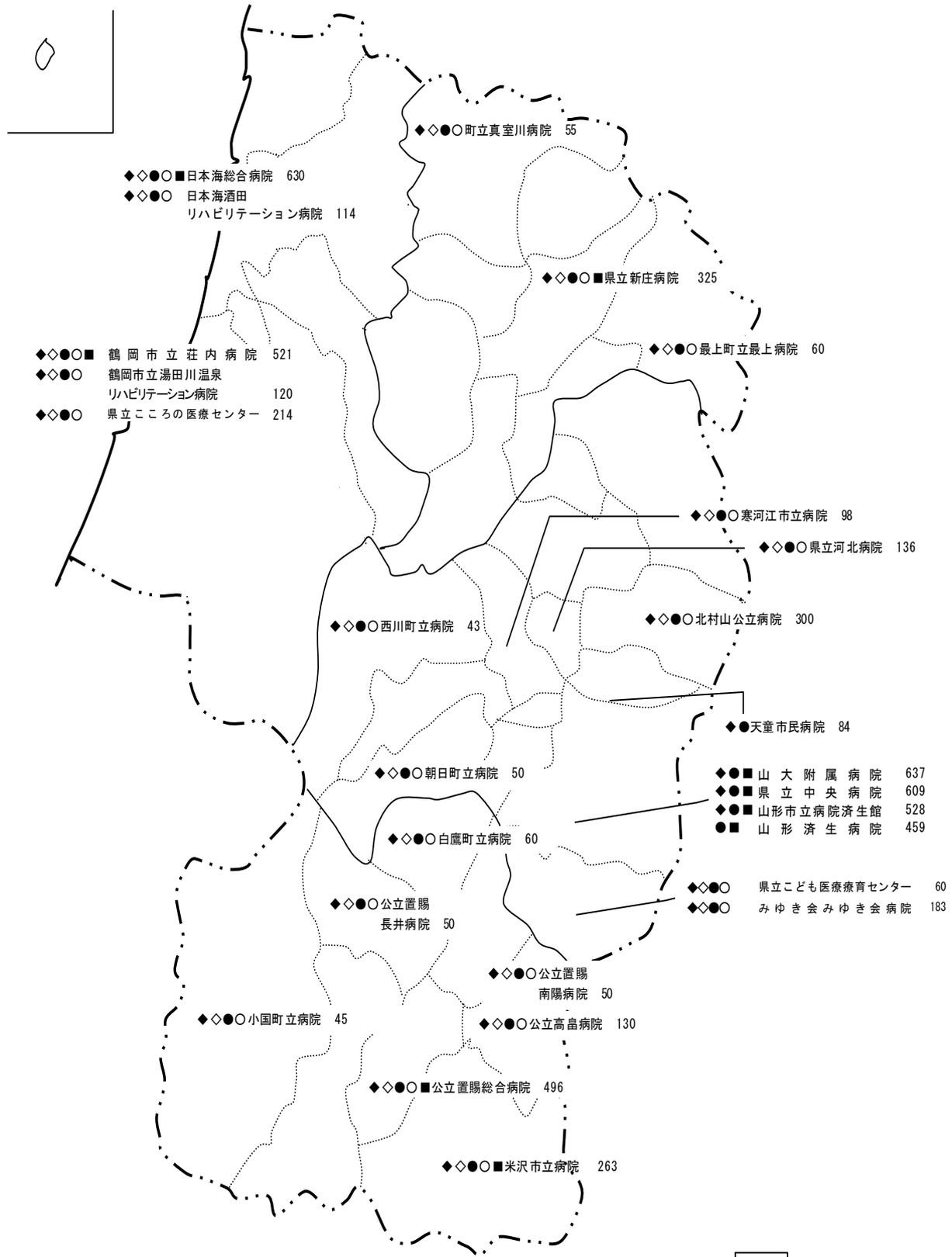
→ 「公的な医療機関」とは . . .

- 公立病院等
- 済生会山形済生病院
- 山形大学医学部附属病院

→ 「医師少数区域等の医療機関の特定診療科」とは . . .

- 医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関（知事が適当と認めるものに限る。）の特定診療科
- ※ 医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関の特定診療科であっても、医師少数区域等に所在する医療機関の特定診療科へ定期的に応援診療を実施している等の一定の要件を満たしたときは、例外的に医師少数区域等の医療機関の特定診療科に該当する場合があります。

【参考】勤務医療機関（診療所を除く）の一覧



(注) 貸与を受けた修学資金の種別によって、勤務できる医療機関に一定の制約があります。

- 凡例
- ◆ 公立の病院等
 - ◇ 医師少数区域等の医療機関等
 - 公的な医療機関
 - 医師少数区域等の医療機関の特定診療科
 - 臨床研修病院
 - 数字は病床数

【地域医療従事医師確保修学資金】山形県内の勤務医療機関一覧

令和6年4月現在

地域	病院 診療所	医療機関名	市町村名	病床数	県内 臨床 研修 病院	公立の 病院等	うち 医師少数区域等 の医療機関等 ※1
村山	病院	山形大学医学部附属病院	山形市	637	○	○	
		県立中央病院	山形市	609	○	○	
		山形市立病院済生館	山形市	528	○	○	
		済生会山形済生病院	山形市	459	○		
		寒河江市立病院	寒河江市	98		○	○
		県立こども医療療育センター	上山市	60		○	○
		天童市民病院	天童市	84		○	
		みゆき会みゆき会病院	上山市	183		○	○
		北村山公立病院	東根市	300		○	○
		県立河北病院	河北町	136		○	○
		西川町立病院	西川町	43		○	○
	朝日町立病院	朝日町	50		○	○	
	診療所	山元診療所	上山市	—		○	○
		尾花沢市中央診療所	尾花沢市	19		○	○
		岩根沢診療所	西川町	—		○	○
		小山診療所	西川町	—		○	○
大井沢診療所		西川町	—		○	○	
朝日町立北部診療所		朝日町	—		○	○	
最上	病院	県立新庄病院	新庄市	325	○	○	○ ※2
		最上町立病院	最上町	60		○	○
		町立真室川病院	真室川町	55		○	○
	診療所	町立金山診療所	金山町	—		○	○
		真室川町立釜淵診療所	真室川町	—		○	○
		真室川町立及位診療所	真室川町	—		○	○
		大蔵村診療所	大蔵村	—		○	○
肘折温泉療養相談所	大蔵村	—		○	○		
戸沢村中央診療所	戸沢村	—		○	○		
置賜	病院	米沢市立病院	米沢市	263	○	○	○
		公立置賜長井病院	長井市	50		○	○
		公立置賜南陽病院	南陽市	50		○	○
		公立高島病院	高島町	130		○	○
		公立置賜総合病院	川西町	496	○	○	○ ※2
		小国町立病院	小国町	45		○	○
		白鷹町立病院	白鷹町	60		○	○
	診療所	南陽市国保小滝診療所	南陽市	—		○	○
		公立置賜総合病院川西診療所	川西町	—		○	○
		飯豊町国保診療所	飯豊町	—		○	○
中津川診療所	飯豊町	—		○	○		
庄内	病院	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	521	○	○	○
		鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市	120		○	○
		県立こころの医療センター	鶴岡市	214		○	○
		日本海総合病院	酒田市	630	○	○	○ ※2
		日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市	114		○	○
	診療所	鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市	—		○	○
		鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市	—		○	○
		日本海八幡クリニック	酒田市	—		○	○
		飛鳥診療所	酒田市	—		○	○
		升田診療所	酒田市	—		○	○
		青沢診療所	酒田市	—		○	○
		松山診療所	酒田市	—		○	○
		地見興屋診療所	酒田市	—		○	○

※1 医師少数区域(医療法第30条の4第6項に規定する区域)及び別に定める医師少数スポット内(以下、「医師少数区域等」という。)に所在する主な医療機関を表に示した。他に、知事が適当と認める医療機関等、医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関に勤務している場合で医師少数区域等の医療機関等に勤務している場合(応援診療等)も該当する。
勤務先については、「山形県地域医療対策協議会」で決定する。

※2 へき地医療拠点病院に勤務する場合、原則、周辺の医師不足病院または診療所へ定期的に応援診療を行った場合のみ、「医師少数区域等の医療機関等」の勤務に該当する。

【特定診療科医師確保修学資金】山形県内の勤務医療機関一覧

令和6年4月現在

地域	病院 診療所	医療機関名	市町村名	病床数	県内 臨床 研修 病院	公的な 医療 機関 ※1	うち 医師少数区域等 の医療機関 ※1 ※2
村山	病院	山形大学医学部附属病院	山形市	637	○	○	
		県立中央病院	山形市	609	○	○	
		山形市立病院済生館	山形市	528	○	○	
		済生会山形済生病院	山形市	459	○	○	
		寒河江市立病院	寒河江市	98		○	○
		県立こども医療療育センター	上山市	60		○	○
		天童市民病院	天童市	84		○	
		みゆき会みゆき会病院	上山市	183		○	○
		北村山公立病院	東根市	300		○	○
		県立河北病院	河北町	136		○	○
		西川町立病院	西川町	43		○	○
		朝日町立病院	朝日町	50		○	○
	診療所	山元診療所	上山市	—		○	○
		尾花沢市中央診療所	尾花沢市	19		○	○
		岩根沢診療所	西川町	—		○	○
		小山診療所	西川町	—		○	○
		大井沢診療所	西川町	—		○	○
朝日町立北部診療所		朝日町	—		○	○	
最上	病院	県立新庄病院	新庄市	325	○	○	○
		最上町立病院	最上町	60		○	○
		町立真室川病院	真室川町	55		○	○
	診療所	町立金山診療所	金山町	—		○	○
		真室川町立釜淵診療所	真室川町	—		○	○
		真室川町立及位診療所	真室川町	—		○	○
		大蔵村診療所	大蔵村	—		○	○
		肘折温泉療養相談所	大蔵村	—		○	○
		戸沢村中央診療所	戸沢村	—		○	○
		置賜	病院	米沢市立病院	米沢市	263	○
公立置賜長井病院	長井市			50		○	○
公立置賜南陽病院	南陽市			50		○	○
公立高畠病院	高畠町			130		○	○
公立置賜総合病院	川西町			496	○	○	○
小国町立病院	小国町			45		○	○
白鷹町立病院	白鷹町			60		○	○
診療所	南陽市国保小滝診療所		南陽市	—		○	○
	公立置賜総合病院川西診療所		川西町	—		○	○
	飯豊町国保診療所		飯豊町	—		○	○
庄内	病院	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	521	○	○	○
		鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市	120		○	○
		県立こころの医療センター	鶴岡市	214		○	○
		日本海総合病院	酒田市	630	○	○	
		日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市	114		○	○
	診療所	鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市	—		○	○
		鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市	—		○	○
		日本海八幡クリニック	酒田市	—		○	○
		飛鳥診療所	酒田市	—		○	○
		升田診療所	酒田市	—		○	○
		青沢診療所	酒田市	—		○	○
		松山診療所	酒田市	—		○	○
		地見興屋診療所	酒田市	—		○	○

※1 該当する医療機関において、特定診療科の診療科に勤務する場合のみ義務消化に該当する。

※2 医師少数区域等に所在する主な医療機関を表に示した。他に、知事が適当と認める医療機関、医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関の特定診療科（小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急医療）（以下、「特定診療科」という。）に勤務している場合で医師少数区域等の医療機関の特定診療科に勤務している場合（応援診療等）も該当する。勤務先については、「山形県地域医療対策協議会」で決定する。

貸与の申込み

2 申込み資格

以下の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の医師少数区域等の医療機関等に勤務する意思を有していること
- 大学の医学を履修する課程に在学していること
 - ※ 当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、医師少数区域等の医療機関の特定診療科での勤務を希望し、知事が適当と認めた場合には、特定診療科医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。(16頁参照)

(2) 特定診療科医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の公的な医療機関の特定診療科〈小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療〉に勤務する意思を有していること
- 大学の医学を履修する課程に在学していること
 - ※ 申込み時に、希望する特定診療科を選択していただきますが、特定診療科の中であれば変更しても構いません。
また、当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望せず、知事が適当と認めた場合には、地域医療従事医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。(16頁参照)

※自治医科大学の学生は、大学の制度により別途一定期間都道府県の指定する医療機関で勤務する必要があることから、本県の修学資金の申請はできませんので御了承ください。

3 申込み手続き

【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者】

募集期間内に、「山形県医師修学資金貸与申請書（様式第1号）」及び「誓約書（様式第2号）」に、次の書類を添えて申し込みをしてください。

《山形県医師修学資金貸与申請書 添付書類》

- 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
（在学証明書など）
- 卒業した高等学校における学業成績を証明する書類
（在学中の全ての学年の成績が記載された成績証明書など）
- 戸籍謄本（申請の日前2月以内に市区町村が発行したもの）
- キャリア形成プログラム同意書及びキャリア形成卒前支援プラン同意書
- 修学資金調査票
- 債権者登録（変更）申出書

《誓約書 添付書類》

- 保証人の印鑑証明書（保証人2名分）
- 保証人の収入を証明する書類（前年分の所得証明書、源泉徴収票の写しなど）

【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者以外】

募集期間内に、「山形県医師修学資金貸与申請書（様式第1号）」に、次の書類を添えて申し込みをしてください。

《山形県医師修学資金貸与申請書 添付書類》

- 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
（在学証明書など）
- 大学における学業成績を証明する書類
（修業年数が1年に満たない者にとっては、卒業した高等学校における成績を証明する書類）
- 戸籍謄本（申請の日前2月以内に市区町村が発行したもの）
- 修学資金調査票
- 面接希望日調査票

- ※ 申請にあたっては、2名の保証人が必要となります。
1名は、貸与を受けようとする者の親族（親権者など）
もう1名は、成年者であって、貸与を受けようとする者と独立の生計を営み、
修学資金を返還できる資力を有する者
同一世帯から2名を連帯保証人とすることはできません。

《提出先》

〒990-8570

山形県山形市松波2-8-1

山形県健康福祉部医療政策課

※封筒に「山形県医師修学資金貸与申請書在中」と明記のこと

○ 直接持参の場合

募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日を除く。)

○ 郵送の場合

簡易書留郵便で郵送すること

(募集期間最終日の当日消印まで有効)

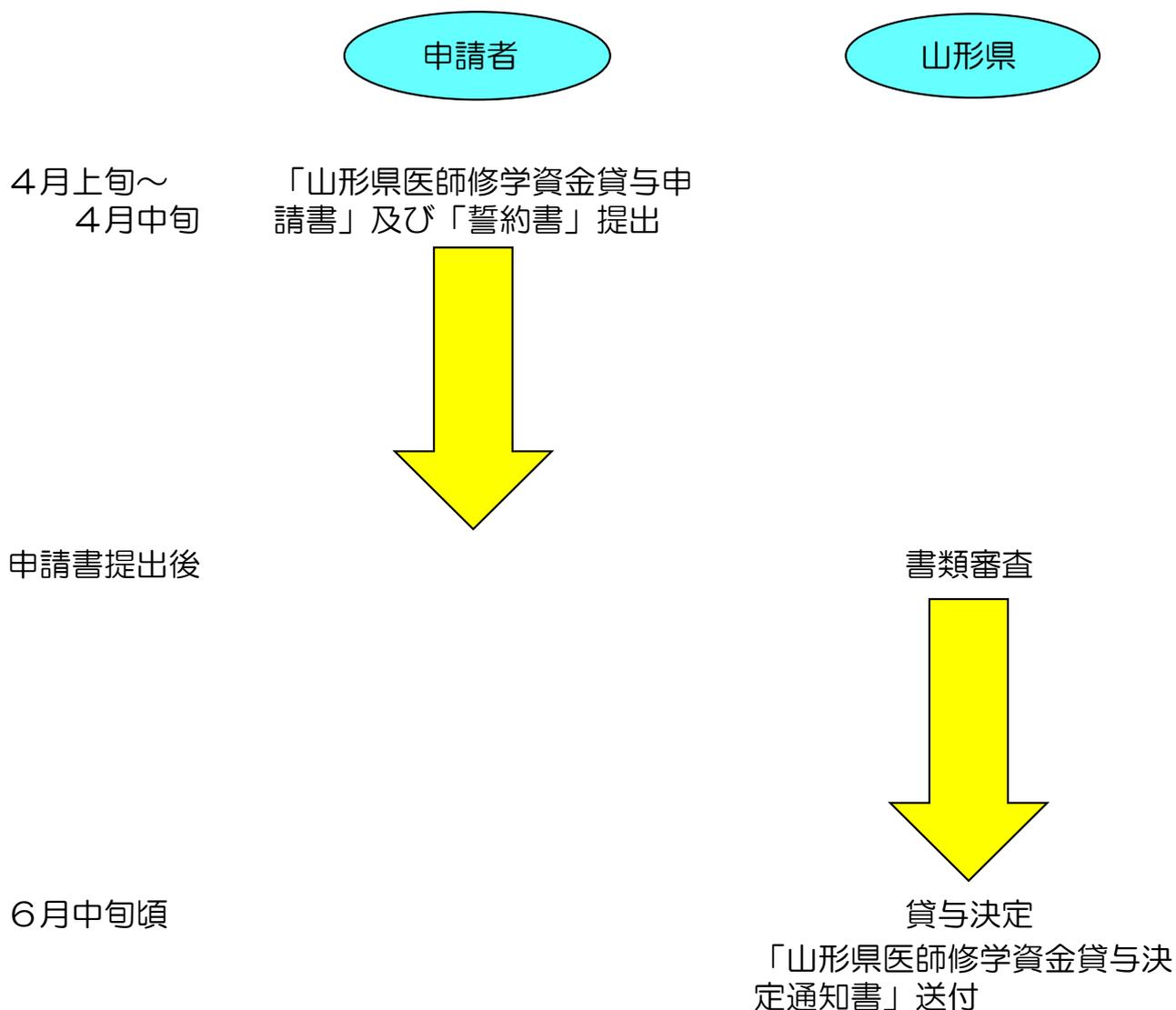
貸与の決定

1 貸与決定までの流れ

【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者】

申請者から「山形県医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山形県において書類審査を行います。

書類審査終了後、「山形県医師修学資金貸与決定通知書（様式第3号）」により貸与を決定します。（詳しい日程については、各年度の募集要項をご覧ください）

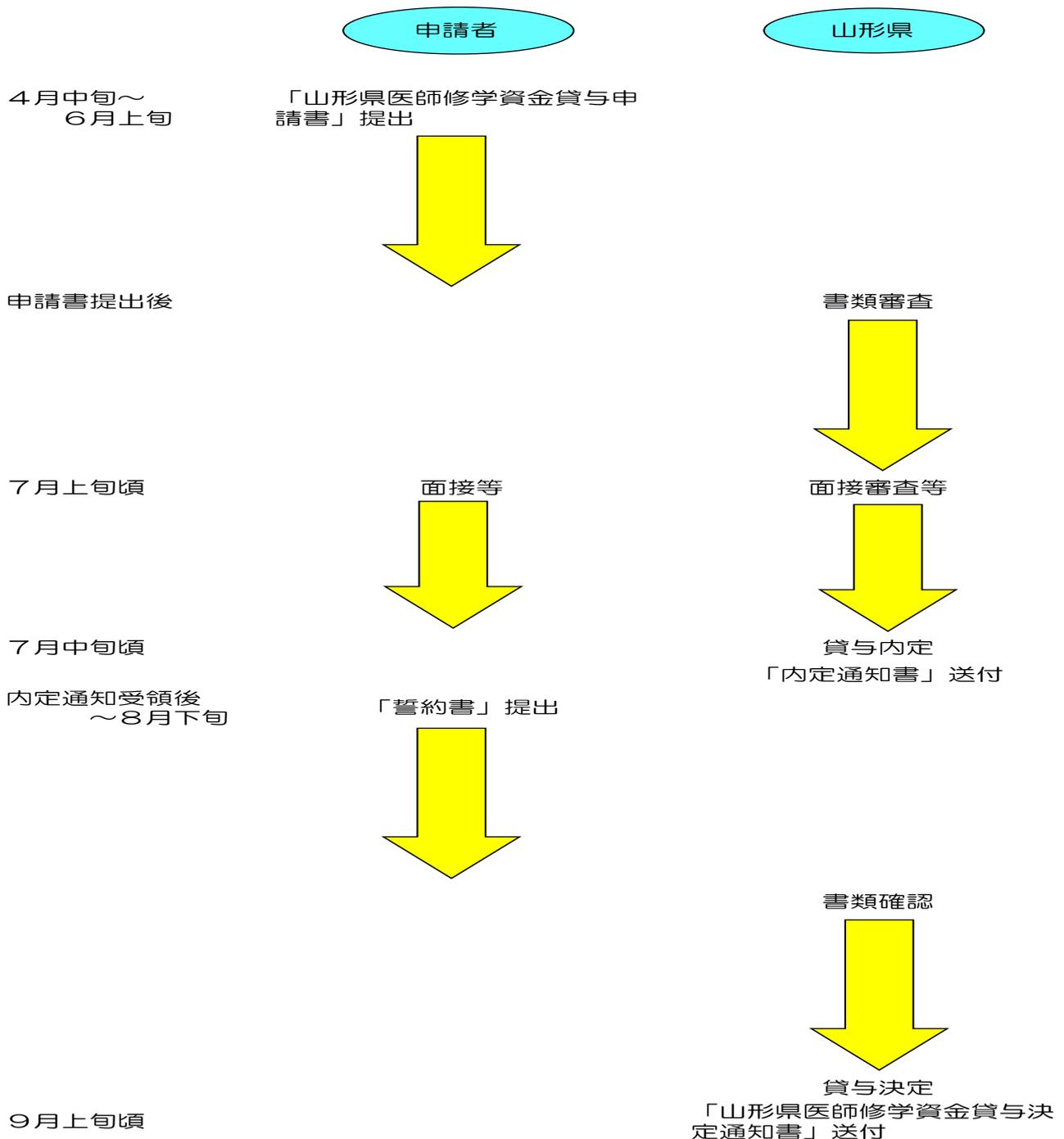


【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者以外】

申請者から「山形県医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山形県において書類審査を行い、その後、面接を行います。

面接の結果を受けて、修学資金を貸与することが適当であると認められた方には、内定の旨を連絡しますので、連絡を受けた場合には、速やかに「誓約書（様式第2号）」を提出してください。

山形県では、それを受けて、「山形県医師修学資金貸与決定通知書（様式第3号）」により貸与を決定します。（詳しい日程については、各年度の募集要項をご覧ください）



2 修学資金の貸与

「山形県医師修学資金貸与決定通知書」には、以下の内容が記載されます。

- 修学資金の種類
- 貸与期間
- 修学資金の額
- 貸与予定日

また、決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を、5月・8月・11月・2月にそれぞれ貸与します。

修学生は、修学資金の貸与を受けた際には、そのつど「借用証書（様式第4号）」を提出する必要があります。

(例) 地域医療従事医師確保修学資金 年額 200万円 で決定された場合

● 修学資金の種類	地域医療従事医師確保修学資金
● 修学資金の額	金 2,000,000円
● 貸与期間	4月1日から翌年3月31日まで
● 貸与方法	第1回 5月 (金 500,000円) 第2回 8月 (金 500,000円) 第3回 11月 (金 500,000円) 第4回 2月 (金 500,000円)

※ 山形県が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合には、同一の条件で1年間貸与期間が更新されたものとして、次年度以降も同様です。

※ 貸与1年目については、貸与決定の時期が5月以降となるため、第1回の貸与時期は以下のとおりとなり、その際、2回分をまとめて貸与する予定です。

- ・地域枠の方 第1回の貸与時期…8月以降(予定)
- ・地域枠以外の方 第1回の貸与時期…9月以降(予定)

※ 貸与期間については、4月1日から貸与されたものとして取り扱います。

※ 1学年毎に200万円を貸与しますので、既に200万円を貸与された学年が留年となった場合は、進級するまで貸与を行いませんので御留意ください。

貸与の休止・打切り

1 貸与の休止

修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとします。

この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金がある場合には、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなされます。

2 貸与の打切り

修学生が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を打切ることとします。

- 退学したとき
- 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

修学資金の貸与を打切られた場合には、修学資金の債務の返還が必要となります。
(17頁参照)

返還の免除

1 返還免除

以下の事項をすべて満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと（14頁参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公立の病院等に勤務すること
- 臨床研修からの引き続き在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること
- 当該在職期間（臨床研修期間を除く）のうち4年以上（貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上）の期間が、医師少数区域等の医療機関等に在職した期間であること
- 県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること（詳しくは「山形県医師修学資金等キャリア形成プログラム」の「地域医療従事医師確保修学資金のキャリア形成プログラム」及び「山形県キャリア形成卒前支援プラン」の「山形大学医学部生キャリア形成卒前支援プラン」又は「修学資金貸与者等キャリア形成卒前支援プラン」をご覧ください）

(2) 特定診療科医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと（14頁参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公的な医療機関（5頁参照）の特定診療科に勤務すること
※特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞

- 臨床研修からの引き続く在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること
- 当該在職期間（臨床研修期間を除く）のうち4年以上（貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上）の期間が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間であること
- 県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること（詳しくは「山形県医師修学資金等キャリア形成プログラム」の「特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム」及び「山形県キャリア形成卒前支援プラン」の「山形大学医学部生キャリア形成卒前支援プラン」又は「修学資金貸与者等キャリア形成卒前支援プラン」をご覧ください）

➡ 「県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと」

臨床研修病院は、以下の病院のうちであれば、特に指定しません。

山形大学医学部附属病院、山形県立中央病院、山形市立病院済生館、
済生会山形済生病院、山形県立新庄病院、米沢市立病院、公立置賜総合病院、
日本海総合病院、鶴岡市立荘内病院

- ◎ どの医師少数区域等の医療機関等（医師少数区域等の医療機関の特定診療科）に勤務するかなどの調整の流れについては、以下のとおりです。

（配置調整の流れ（予定））

- ① 「医師少数区域等の医療機関等」に医師配置ニーズ調査を実施。（6月）
- ② 上記ニーズ調査に基づき、配置予定医療機関案を策定。（7月）
- ③ 地域医療従事医師及び特定診療科医師と面談し、従事希望先を調査。（～9月）
- ④ 地域医療従事医師及び特定診療科医師の従事先医療機関(案)を調整。（～11月）
- ⑤ 「地域医療対策協議会」において従事先医療機関を決定。（～11月）
- ⑥ 個々の従事先医療機関への配置医師決定の内示。（2月）

※医師少数区域等の医療機関等（医師少数区域等の医療機関の特定診療科）従事の際の勤務先については、必ずしも本人の希望どおりとならない場合があります。

2 在職期間の計算

返還の免除となるためには、「医師免許を取得した後県内の公立の病院等（公的な医療機関の特定診療科）に引き続き在職」する必要がありますが、その場合の在職期間については、月単位で計算することとしています。

また、在職期間中に休職、停職又は育児休業の期間（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）があるときには、当該期間を在職期間から控除して計算します。

3 義務年限の中断

知事が適当と認めるときに限り、原則3年以内（最大6年）の期間、以下の事由で義務年限を中断することが可能です。

中断期間については、在職期間に含まないものとします。

（1）大学院への進学

大学院の医学を履修する課程に進学することも可能です。

※公立の病院等（公的な医療機関の特定診療科）で臨床業務を行いながら大学院へ進学する場合は在職期間に含まれます。

（2）県外又は外国の医療機関での研修

臨床研修修了後に県外又は外国の医療機関で研修^(※)を受けることも可能です。

➡ 「県外又は外国の医療機関で研修」とは・・・

（例）

県内病院が基幹施設である専門研修プログラムにおける県外の連携施設での研修

（3）専門研修や医師の専門性を高める勤務のための義務年限の猶予

専門研修や、医師の専門性を高める勤務を行うため、公立の病院等（公的な医療機関の特定診療科）以外の医療機関で勤務する場合や医師少数区域等以外の医療機関に、義務年限を超えて勤務する場合、中断承認の申請を行ったうえで、当該医療機関で勤務することも可能です。

4 免除要件の準用

- 特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者が、公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望しない場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、地域医療従事医師確保修学資金の免除の例によることとなります。
- 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科での勤務を希望する場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、特定診療科医師確保修学資金の免除の例によることとなります。

※いずれの場合も臨床研修を修了する前までに申請が必要です。

5 その他の免除

在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職された場合、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

6 免除の申請

修学資金の返還の債務の免除を受けようとする場合には、免除の事由が生じた日から起算して20日以内に、「山形県医師修学資金返還債務免除申請書（様式第7号）」に、次の書類を添えて提出してください。

《山形県医師修学資金返還債務免除申請書 添付書類》

- 医師免許証(写)（医師免許を取得していない場合を除く。）
- 履歴書
- 免除事由に該当することを証明する書類
（例）返還免除の場合 勤務医療機関の在職証明書

返還・猶予

1 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金に利息(※)を付した額を、当該返還事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければなりません。

なお、返還は、月賦による均等払いの方式により行うことが原則ですが、全部又は一部を繰り上げて返還しても構いません。

- 修学資金の貸与を打切られたとき（12頁参照）
- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得できなかったとき
- 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

➡ 「利息」とは・・・ 修学資金の貸与を受けた日の翌日から返還事由の生じた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額

※利息額の目安

- ・ 6年間貸与を受けた者が、大学卒業時に返還する場合：約350万円
- ・ 6年間貸与を受けた者が、臨床研修修了時に返還する場合：約600万円

【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者の方へ】

- 山形大学医学部医学科「地域枠」選抜により同学部に入学・卒業した方は、留意事項がありますので、20ページの「山形大学医学部医学科「地域枠」について」を御確認くださいようお願いいたします。

2 返還の手続き

修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還明細書（様式第5号）」を提出しなければなりません。

3 返還の猶予

修学資金を返還すべき者が、災害等の事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、当該猶予の事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行が猶予される場合があります。

4 返還の猶予の手続き

債務の履行の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還猶予申請書（様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 市町村の発行する被災証明書 など

異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

(2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 退学したとき
- 留年したとき
- 医学を履修しなくなったとき
- 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- 休学・停学の処分を受けたとき又は復学したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき

2 勤務期間中の届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。なお、臨床研修の期間も勤務期間中に含まれます。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき
- 医師免許を取得し、勤務に従事したとき
- 勤務先（特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあつては勤務先及び診療科）を変更したとき
- 上記のほか、休職、停職となったとき、または育児休業を取得するとき等

山形大学医学部医学科「地域枠^{※1}」について

1 留意事項

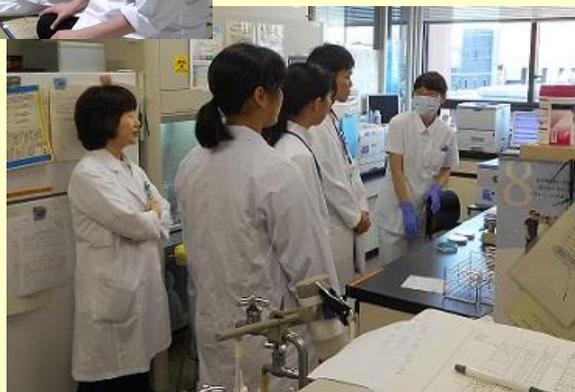
- 山形大学医学部医学科「地域枠」は、山形県医師修学資金の貸与を受け、医師免許取得後、同修学資金に基づくキャリア形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行することを誓約した上で入学する選抜枠となります。
- そのため、山形大学医学部医学科「地域枠」選抜により同学部に入学・卒業した方（以下、「地域枠医師等」という。）は、義務履行の中途等で山形県医師修学資金を返還し、キャリア形成プログラムを解除すること（以下「離脱」という。）は、原則想定されておりません。
- 地域枠医師等がやむを得ず離脱を希望する場合は、山形県医師修学資金の返還手続きとは別に、原則、離脱することについて山形県地域医療対策協議会^{※2}の承認を得ることが必要となります。
- なお、山形県地域医療対策協議会の承認なく義務履行をやめた場合は、専門医資格認定に支障が生じる等のペナルティが課される可能性があります。

※1 令和3年度以降に入学した者が該当。

※2 山形県地域医療対策協議会：医療法第30条の23の規定に基づく、山形県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係機関の協議・調整を行う場。

地域医療実習に参加しましょう！

山形県では、医学生の皆さんに県内の地域医療の現状への理解を深めてもらうため、夏休み期間中、県内4地域(村山・最上・置賜・庄内)において、臨床研修病院や地域の病院、診療所等での体験実習を実施しています。在学中に4地域すべての実習に参加することも可能ですので、ぜひご参加下さい。



○問い合わせ先

山形県健康福祉部医療政策課

TEL:023-630-3159

FAX:023-630-2301

E-mail:ishikakuho@pref.yamagata.jp